

兵庫県公報

令和2年11月10日 火曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目 次

規 則

- 使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則（専門職大学準備課）…………… 1

公布された法令のあらまし

- 使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則（規則第45号）
使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例（令和2年兵庫県条例第3号）のうち、県が設置する専門職大学の入学考査料及び入学科に係る改正規定の施行期日を令和2年11月18日とすることとした。

規 則

使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。
令和2年11月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第45号

使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例（令和2年兵庫県条例第3号）附則第4号に規定する規則で定める日は、令和2年11月18日とする。